

大飯原発3・4号機再稼働反対表明と住民説明会の再度の開催等を求める

質問・要望書

- 規制庁委託研究で、大山噴火による大飯原発の火山灰評価（層厚10cm）は過小が明らかに
- 規制庁：京都府内・滋賀県内で行われた住民説明会等での関電の説明は「間違っていた」
　　関電の説明「福島原発事故時の周辺の最大空間線量率91 μ Sv/h」
- 内閣府：高浜と大飯原発の同時事故を想定した避難計画は「まだ作っていない」

京都府知事 山田 啓二 様

2018年2月1日
避難計画を案ずる関西連絡会

要 望 事 項

- 大飯原発3・4号機の再稼働は住民の生活を脅かします。この再稼動に反対し、2月上旬の燃料装荷等の再稼働準備を一切やめるよう関電に求めてください。
- 関電の火山灰評価（層厚10cm）が過小評価であることが、規制庁の委託研究による専門家の調査・研究により明らかになりました。また、規制庁の指示によって関電が調査し、京都市右京区越畠で約30cmの火山灰露頭が確認されました。専門家を含めて火山灰評価がやり直されていないままの大飯原発再稼働は認められないと表明してください。
- 昨年の住民説明会等で関電が説明した「福島原発事故時の周辺の最大空間線量率 91 μ Sv/h」は虚偽の説明です。2011年4月末の数値であり、事故時の「最大」ではありません。規制庁も関電の説明は間違っていると認めています。関電の責任を明らかにし、関電に対し公の場で撤回し謝罪するよう求めてください。
- 広島高裁の仮処分決定を踏まえた火山灰問題等も含め、誰もが参加できる住民説明会、地域協議会を再度開いてください。

日頃より府民の安全な暮らしを守るためにご尽力いただき、ありがとうございます。

福島原発事故から7年になろうとしています。未だ福島県からの避難者は約8万人にも及び、子どもたちの甲状腺がんは増え続けています。汚染水処理はままならず、福島原発事故の廃炉作業も見通しきれっていません。原発からの脱却こそが福島原発事故の教訓であることを、日々の現実が明らかにしています。

それでも関わらず、国と電力会社は再稼働推進と原発依存の姿勢を変えていません。大飯原発3・4号機の再稼働が目の前に近づいています。関西電力は、2月上旬に3号機に核燃料を装荷し、3月中旬には原子炉を起動する予定を変えていません。

しかし、原発の再稼働を取り巻く状況は大きく変化しています。昨年12月13日には、広島高裁は、火山問題で伊方原発3号機の運転を禁じる仮処分決定を出し、原子力規制委員会の判断は不合理だと判断を下しました。また、神戸製鋼に続き三菱マテリアル系の子会社でも、原発部品の検査データ改ざんが明らかになりました。

他方、昨年10月4日の京丹波町、6・7日の京都市京北・広河原・久多地区、10日の南丹市と11日の綾部市の住民説明会で関電は、福島原発事故時の5km圏外「最大」被ばく量を、2011年4月末の数値(毎時 $91 \mu\text{Sv}$)を使って、平然とウソの説明を行いました。昨年10月19日の「第3回大飯発電所に係る地域協議会」でも同じ資料が使われています。ひとたび事故が起これば被害を受ける住民と、市民の安全に責任をもつ府、市町首長を愚弄しています。規制庁は、1月24日の私たち市民との交渉で、「関電の説明は間違っている」と述べています。関電のこのウソを正すとともに、さらに、住民や自治体に説明されていない火山問題(大飯原発の場合、火山灰の影響評価)や検査データ改ざん、高浜原発と大飯原発の同時発災問題について、再度住民説明会等を開催すべきです。

なお、私たちは昨年12月16日に大津市で、大飯原発3・4号の再稼働に反対して「関西・福井の交流集会」を持ち、別紙の集会アピールを発しました。[別紙]

これらを踏まえ、質問と要望に答えてください。

質問事項

【I. 広島高裁の仮処分決定を踏まえて、火山灰影響評価について】

広島高裁の仮処分決定は、火山問題について、規制委員会の判断は不合理だとの判断を示し、伊方原発3号機の運転禁止を命じました。火山灰について決定は下記のように指摘しています。決定に引用されている四国電力の火山灰の層厚・大気中濃度は、2017年6月に電事連が示したものです[資料1：電事連の表]。

電事連資料では、大飯原発等の評価も示されていますが、広島高裁決定を踏まえれば、これもまた過小評価となります。大飯原発3・4号機の場合、層厚は10cmと評価しています。しかし、大山火山噴火履歴を調査・検討している専門家の評価では、層厚は30～50cmに及ぶという結果が示されています[資料2]。そうなれば当然、火山灰の大気中濃度も現行の $1.5\text{g}/\text{m}^3$ を大きく上回ることになります。

下記で説明しているように、規制庁の委託研究による専門家(山元孝広氏)の評価では、関電の火山灰評価(層厚10cm)は過小であると厳しく批判されています。また、関電の調査により、京都市右京区越畠で約30cmの火山灰露頭が確認されました。関電は昨年12月13日に中間報告を規制庁に出し、1月末に最終報告を出すとしています。(注：大山から越畠の距離は約190km。大山から大飯原発の距離は約188km)

このような過小評価では、火山灰の影響によって、非常用ディーゼル発電機のフィルタが目詰まりをおこし、機能を喪失して全電源喪失の危険があります。

1. 広島高裁決定を踏まえれば、関電の火山灰影響評価は過小です。安全は確保されていないため、再稼働は認められないのではないか。
*四国電力による降下火砕物の層厚の想定(15cm)は過小であり、これを前提として算定された大気中濃度の想定(約 $3.1\text{g}/\text{m}^3$)も過小であると認められる。(決定要旨5頁)
2. 関電の最終報告が出れば、専門家を交えた検討を公開の場で行うよう規制庁に求めるべきではないですか。
3. 関電の評価と専門家の評価等について、住民や府、首長等に説明すべきではないですか。

{説明} 大山噴火による大飯原発の火山灰評価は過小評価が明らかであることについての説明：

規制庁の委託研究による産総研の山元孝広氏の論文^{※1}で、関電による大飯原発や高浜原発の火山灰

評価は過小評価であることが指摘されました。

関電の大飯原発の火山灰の想定は現状で 10cm ですが、関電が検討対象としていた大山生竹噴火(DNP)について山元氏が再評価した結果、原発周辺で約 30cm の層厚になると指摘されました。その為、規制庁は 6 月 14 日の規制委員会で関電に露頭を調査するよう指示しました。12 月 13 日に出された関電の中間報告では、京都市右京区越畠地区で約 30cm の露頭が見つかったことが書かれています。規制庁は 1 月 24 日の市民との政府交渉で、もしそれが DNP からであることが確認されれば、再評価のスタート地点となると述べました。

市民側は、火山灰の大幅な過小評価により、危険な状況にあるかもしれないで、再稼働が迫る大飯原発について、再稼働を止めて審査をやり直すよう要求しています。

12 月 13 日の関電による中間報告は以下です。

http://www2.nsr.go.jp/disclosure/meeting/DR_ETS/index.html

<http://www2.nsr.go.jp/data/000214222.pdf>

<http://www2.nsr.go.jp/data/000214221.pdf>

露頭の場所 :

関電は京都市右京区越畠地点で露頭を確認しています。スケッチ図をみると、火山灰の厚さは最大 26cm です。関電は今後組成などを調査し、1 月末に最終報告を出すとしています。これら規制庁と関電のやりとりは、非公開で行われています。

さらに、山元論文は、DNP よりも噴火規模の大きい DKP (大山倉吉噴火) について関電が特殊なものとして検討対象から除外したことを厳しく批判しています。DKP について再評価を行った場合、火山灰の厚さは 50cm にもなることが示されています。よって、DKP の再評価の必要性も浮上したのです。

*¹ 規制庁が委託した山元孝広氏の論文 「大山火山噴火履歴の再検討」(2017 年)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/bullgsj/68/1/68_1/_pdf/-char/ja

【Ⅱ. 関電の被ばく評価の虚偽と過小評価について】

昨年の京都府内で行われた住民説明会や協議会で関電は、「福島第一原子力発電所事故時の周辺の最大空間線量率」を $91 \mu\text{Sv/h}$ と説明しました。しかしこれは、2011年4月末の数値です。このようなウソの説明を平然と行うなど到底許されるものではありません。

規制庁は1月24日、「91より高い数値は確認されている」「関電の説明は間違っている。間違ったまま通さないようにしたい」と述べました。

[資料3 : 関電説明資料] 京都府内の説明会で関電はこれを繰り返しました。

記録が残っている福島県のモニタリングポストでは、事故後の2011年3月の最大値は 6km 圏の双葉町上鳥羽で $1,591 \mu\text{Sv/h}$ 、文科省の3月15日測定データでは北西 20km 圏の浪江町で $330 \mu\text{Sv/h}$ を示しています。関電が示す「最大値」 $91 \mu\text{Sv/h}$ よりはるかに高い数値です。[資料4 : 福島県の資料等]

事故から一ヶ月以上も経った空間線量率を「最大」として、関電が行った大飯原発事故時の 5km 圏外の被ばく量は、「毎時 $0.03 \mu\text{Sv}$ 以下」となっています。これは、平常時の空間線量率と同じです。炉心溶融事故が起きても、平常時と同じ被ばく量で、7 日間でも 0.005mSv 以下というわけです。関電は、避難は不要で屋内退避で十分と説明しましたが、このような欺瞞的な説明を放置してはなりません。

関電の評価では、大飯原発事故時の放射能放出割合は、福島原発事故時の1,760分の1とあまりに過小です。これは、地震などによって敷地内の地割れ等は一切起こらないという自らに都合のいい想定によるものです。

1. 住民説明会や協議会の場で、福島事故時の周辺の「最大値」 $91 \mu\text{Sv}/\text{h}$ という説明を撤回し謝罪するよう、関電に求めるべきですか。
規制庁は、「関電の説明は間違っている」「間違ったまま通さないようにしたい」と述べています。また、1月16日の滋賀県への申入れで滋賀県も「 $91 \mu\text{Sv}/\text{h}$ は最大値ではない。関電に説明を求める」と回答しています。
2. 福島事故並みの放射能放出を想定して、被ばく評価等を住民に説明するよう関電・国に求めるべきですか。
滋賀県は、「福島原発事故後の最大を $91 \mu\text{Sv}/\text{h}$ とし、さらに 5.2TBq しか放出されないとすることにより、 $0.03 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下しか被ばくしないと言うのはあまりにも強引すぎるので、これまでと同じように説明するのはやめるようしっかり求めていきます。関電からの回答は公の場でもらう必要があります」と述べています。

【III. 大飯と高浜原発の同時発災について】

内閣府は1月24日、大飯と高浜原発が同時に事故を起こした場合の避難計画は「まだ作っていない」ことを認めました。1月に関係府県との協議会を初めて開いただけで、同時事故の場合に、事故対策本部を大飯と高浜のどちらのオフサイトセンターに設置するのか等々なにも具体的に決まっておらず、「事故が起きてから決めることになる」と答えるだけでした。また、同時発災が起きても30km圏内避難対象者が「全員逃げることはないので大丈夫」と無責任な回答でした。

1. 大飯と高浜原発が同時に事故を起こし、同時発災の避難計画がまだ策定されていないなかで、府民の安全はどう保証されるのですか。府民の被ばくが増えた場合、国が責任を取るのですか。京都府行政の責任はどのようなものになるのですか。
2. 大飯と高浜原発の要援護者を含む市民が納得できる、被ばくを増やさない保証がある同時発災事故の避難計画が策定されるまで、大飯原発の再稼動は許されないのでないですか。

【IV. 住民説明会の再度の開催について】

昨年10月の住民説明会は、市民が再三説明会が開かれている場で参加を求め、質疑の時間を充分設けるべきだと要求してきたにも関わらず、それは実現せず、住民の参加はわずかでした。また、舞鶴市のように大飯の説明会を開かなかった市もありました。これでは住民に説明したことにはなりません。また、上記で述べたように、火山灰等の新しい問題も出てきています。

1. 府内説明会と地域協議会を再度開き、住民説明会では、今度は市民誰もが参加・質問出来る説明会にするべきですか。

2018年2月1日

避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／

脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜の会



この件の連絡先：グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 Tel:075-701-7223